

ボクシティプリント機の導入後、これまで以上に気をつけてはいけないのが、農業散布
対象外作物への飛散(ドアガ)です。

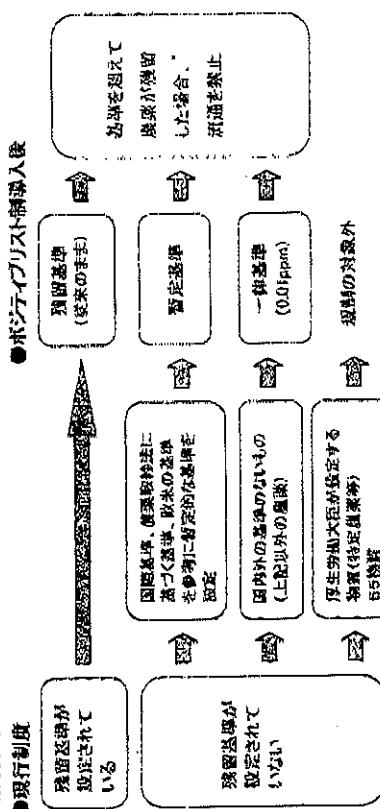
農業の残留規制が変わります！

平成18年3月15日
農林省農業基準測定監議会
平成15年5月に食品衛生法の一部が改正され、平成18年5月29日から~~ボクシティ~~リスト制導入されました。本制度の導入により、あらゆる農産物に対しても、すべての農薬の残留の基準値が設定されます。
基準値が設定されていない農薬等は一定量以降も農薬として扱われる制度、「食品衛生法などの一部を改正する法律(平成16年法律第65号、平成15年5月30日公布)

③なぜ、このように制度が改正されたか
食品安全・安心が確保できるよう、あらゆる食物産業に関係する透明性が求められています。既に取組んでいる「營養機能食品」もこれと同じ考え方で、安全な生産物を消費者に届けるため、制度化され取組むのです。

④法定基準と非法定基準
農業基準と非農業基準とに大別され、農業基準は主に農作物、販売の直前の農産物を対象に法定基準が定められるものとされています。
法定基準は、農業基準が定められていないものと、農業基準が定められるが販売の直前に除外されるものとあります。

図で説明すると…

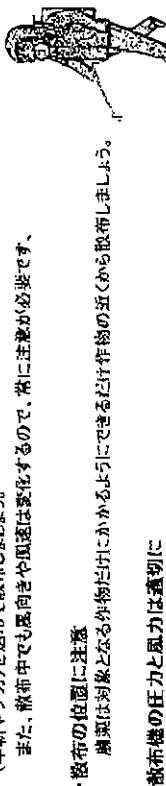


※法定基準とは…国統治標準等を参考に基準を決める
※一律基準とは…暫定基準に無い農薬について一律の0.01mg/g(農産物の重量に対して 0.000001%)の基準とする、例として、100tの水に1g溶かした濃度である。

～万一律基準を超えててしまうと～
出荷停止、既に出荷した物は回収しなければならない厳しい対応を迫られます。
これらの規制の対象となるのは全ての農産物、農産物を扱った加工品にまで適用されます。

○農業飛散を低減するための具体的な対策方法

・風の少ない時を選んで散布
農薬の飛散の最大要因は風です。風によって農薬は運ばれてきます。風の少ない日や朝の早い時間帯(朝靄や夕方)を選んで散布しましょう。



また、散布中でも風向きや気流は変化するので、常に注意が必要です。

・散布機の位置に注意
農薬は対象となる作物に向かってできるだけ作柄の近くから散布しましょう。

・散布機の圧力と風力は適切に

・圧力が高くなると粒がいわ子が発生して飛散しやすくなりますので、圧力は低めに設定します。スピードスプレイヤー毎の過大な風力は避け、田舎に到達する程度に規制します。

・適切なノズルを選ぶ

一般的なノズルは粒子が細かいため飛散しやすくなっています。飛散を減らすノズルに交換するのも効果的です。

・ネットやシャートを活用する
ほく粉間に防風用のネットを設置することも飛散防止に役立ちますし、近接作物を直接シートで覆う方がせんなります。

○その他対策として
・加熱など、より飛散にくい農薬に代えることも効果的です。
・散布器具を使用した後は、十分な洗浄を行い日ごろから管理を徹底しましょう。

・噴霧作業が生産者と作付け状況を複数、より多くの作物に適用した農薬を避けましょう。
・水剤用農薬が使用されている結果の水滴の水は相手での利用を控えましょう。

○農薬の使用についてこれまでと同様に適正に行いましょう
・農薬のラベルに書いてある付物以外には使用しないこと。
・使用量、希釈倍率、使用時期、成分ごとの終使用回数は必ず守ること。
・農薬使用後は、ほこごとに使用した農薬や作業内容を記憶しておこなう。

詳しい問い合わせ先
○県 市役所 産業経済部農林振興課 (電話: 22-1135) 斎藤園芸課 (電話: 22-1130)
○県農業試験場組合 営業課 (電話: 23-2108) 各支店営業課
○県原農業共済組合 職業園芸課 (電話: 23-7111)
○県原地方振興本務所 農業振興部農業振興課 (電話: 22-2209)

農業散布するときにばれまでは以上に気をつけましょう。

「売る米づくり」シリーズ 18.4 No.1

全国の消費者が

**栗っここのおいしいお米を
待つ待ち望んでいます**

異品種混入防止に努めましょう

苗箱の配置替え時、田植え時点での苗の搬出、植え付け、補植時には細心の注意をし、異品種の混入防止に努めましょう。

栽培管理履歴簿の記帳

農薬の使用状況の記帳は、使用日、使用農薬名、使用量等は正しく記帳しましょう。特に農薬名は剤型（粒剤、フロアブル、ジャンボ）を、使用量は正確に。

本田 施肥

上壌の乾土効果を考慮し基肥量を加減しましょう。

土壌の乾燥が良いと生育が過剰で倒伏の危険性、乾燥が悪いと初期生育の不良で減収の要因となります。施肥量は慎重に。

いい日いい田植え

田植えは温暖な日に行ないましょう。寒い日、強風日の田植えは植え痛み、浮き苗の原因となります。

田植適期は、稚苗(2.5葉)で5月10日～、中苗(3.0葉以上)で5月15日～が適期。

ポジティブリスト制の施行

農薬の残留基準を超えた食品の流通が禁止、回収の措置がとられます。作物に対する農薬の使用時には、ドリフト（飛散）防止に努めましょう。

使用する際は、粒剤等飛散しにくい薬剤を使用しましょう。

特定の薬剤に効かないいもち病が発生しました。(耐性菌)

県内でウイン剤、デラウス剤、アチーブ剤では効かない、いもち病剤耐性菌の発生が確認されました。（大崎市岩出山、気仙沼市）

このため、農協では上記の3剤の取扱を中止し、予約注文いただいたアチーブ剤はコラトップに変更し配達いたします。

農家在庫のアチーブ剤の返品は、支店資材窓口、各グリーン店舗、拠点配送センターで取り扱いますのでよろしくお願ひいたします。

**栗っこ農業協同組合**